

今年度の議論のテーマと方向性

過疎地域等の地域コミュニティにおける持続可能性の確保に向けた取り組み①

【集落対策にかかる過疎問題懇談会の提言】

- 集落対策については、これまで、3度にわたって、過疎問題懇談会から提言がされてきた（H20.4、H27.3、H29.3）。
- 「過疎地域等の集落対策についての提言（平成20.4）」において、集落支援員の設置を提言
- 「過疎地域等における今後の集落対策のあり方に関する提言（H27.3）」において、単体集落では様々な課題の解決が困難なケースが増加していることから、集落ネットワーク圏施策を進める必要があること、集落ネットワーク圏を支える組織（地域運営組織）の体制確立が不可欠であることを提言
- 「過疎地域等における集落対策のあり方についての提言（H29.3）」において、集落支援員は、地域運営組織の事務局機能を担う中核的な人材となるなど、集落の暮らしを支える事業やサービスの担い手になることも期待することなどを提言

【過疎地域の役割と課題】

- **過疎地域等に存在する集落は**、居住の場であることはもとより、生産活動や交流の場として生活全般を支え、さらに地域の伝統文化を維持しつつ、農地の管理や森林の保全を通して自然を守り、水源の涵養、下流域における土砂災害の防止等に**大きな公益的役割を果たしてきた**。
- しかしながら、これらの集落の多くにおいては、**人口減少と高齢化の進展に伴い、生活扶助機能の低下、身近な生活交通手段の不足、空き家の増加、森林の荒廃、耕作地の増加**などが重大な問題になっている。
- このような**集落が直面する問題に将来にわたって対応するためには、個々の集落では課題の解決が困難**であることから、より広い範囲で、**基幹集落を中心に複数集落をひとまとまりにして、集落を活性化する取り組みが必要**。

過疎地域等の地域コミュニティにおける持続可能性の確保に向けた取り組み③

【集落対策の基本的な考え方】

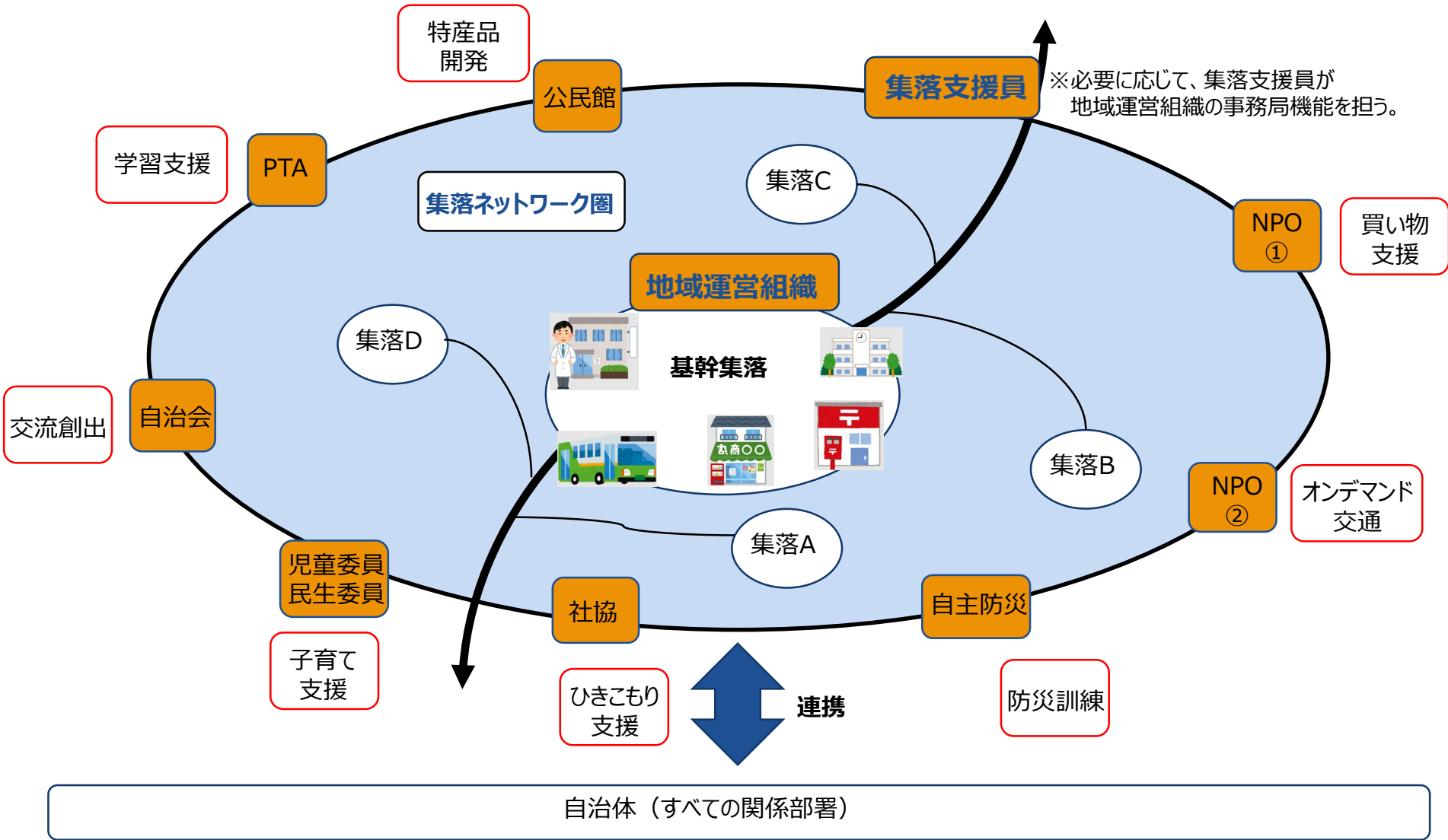
- 過疎集落における暮らしを維持していくためには、基幹集落を中心に複数集落をひとまとまりとした集落ネットワーク圏において、個々の集落の存在を前提に、単体では難しい活動を補完し、ネットワーク圏全体を活性化する施策を進めることが必要。
- 上記施策を継続的に展開していくためには、地域運営組織が、集落ネットワーク圏内で地域活動を行う団体を束ね、広域的、一体的な活動を取りまとめていくとともに、自らも事業主体となるなど、集落ネットワーク圏の取り組みを支えていくことが重要。
- 地方公共団体は、上記対策を進めるため、集落の住民自身が集落の現状と課題について見つめ直し、集落の問題を自らの課題として捉えることを目指し、集落点検（※１）を実施するとともに、その結果を活用し、住民同士や住民と地方公共団体の間で、集落のあり方に関する話し合いをしていくことが必要であり、そのサポート役として、集落支援員を活用することが極めて重要。
- 集落支援員は、集落点検の実施、集落のあり方に関する住民同士・住民と地方公共団体の話し合いを促進するとともに、必要に応じて、地域の実情に応じた集落の維持・活性化対策（※２）を行う。

※１ 人口・世帯の動向、医療・福祉サービスの需給状況や生活物資の調達の便などの生活環境、清掃活動や雪処理などにおける集落内での支え合いの状況、農地・山林・公共施設などの管理状況、集落の有形・無形の地域資源、他の集落との協力の可能性などを地域を巡って調べ、わかりやすく整理する活動

※２ 地域の見守り、配食サービス、地域資源の発掘・活用、地域住民の交流の場作りのためのカフェやイベントの実施など

過疎地域等の地域コミュニティにおける持続可能性の確保に向けた取り組み④

地域運営組織が地域住民による多様な活動主体と連携して、分野横断的に集落ネットワーク圏施策の取り組みを実施。



過疎地域における集落の現況 ～2019現状把握調査結果の概要～

調査の目的等

- 集落の最新の状況を把握する目的で総務省と国土交通省が合同で定期的（5年前後ごと）に実施（令和3年4月以降の次期過疎対策の参考とするため、令和元年度に総務省が実施）。
- 平成31年4月1日時点で過疎地域自立促進特別措置法により過疎地域に指定された地域（814市町村※）の回答を集計。

※東日本大震災による原発事故被災地関係の3町村を除く。

ポイント

- 65歳以上の割合が50%以上の集落の割合 ⇒ 約10ポイント増加
- 「維持が困難」になっている集落の割合
- 「無人化の可能性のある」集落の割合 } ⇒ 大きな変化なし
- 集落支援員や地域おこし協力隊等が活動する集落の割合 ⇒ 約7ポイント増加

高齢者割合の高い集落が増加傾向にある中で、集落支援員や地域おこし協力隊などのサポート人材の増加が集落機能の維持が困難な集落や無人化の可能性のある集落の増加を食い止めている。

調査結果の主な内容

	令和元年調査（最新）	平成27年調査
・集落数	63,237集落	65,440集落
・集落人口	1,035.8万人	1,147.8万人
・1集落当たりの平均人口	163.8人	177.3人
・住民の半数以上が65歳以上である集落の割合	32.2%	22.1%
・集落機能の「維持が困難」な集落の割合	4.1%	4.3%
・「無人化の可能性のある」集落の割合	5.0%	4.9%
・サポート人材が活動する集落の割合	34.8%	28.1%

アンケートなどから見えてくる課題

- 地域コミュニティにおける持続可能性の確保に向けては、**集落支援員と地域運営組織**が重要な役割を担っているが、どちらも地域コミュニティ（集落）という「場」における**人材の確保・活用**が重要なポイント
- 一方、**集落支援員、地域運営組織のいずれも、担い手不足（ノウハウ不足含む）**が課題であり、これによる地域間格差も課題。
- さらに、**すでに設置している地域でも、時間の経過とともに、地域の状況や対応に必要な課題に変化**が生じうる。

【集落支援員・地域運営組織の課題に関するアンケート結果】

◆ **集落支援関係**（一般社団法人 全国過疎地域連盟「集落支援員の活用に関する調査研究所報告書（令和5年3月）」より）

問 （集落支援員を任用したことがない市町村を対象に、）集落支援員を任用したことがない理由は何か（複数回答可能）＜市町村向けアンケート＞

- ・支援員制度を詳しく知らない……………41.6%
- ・任用する必要性を感じていない……………22.3%
- ・なり手がいない……………21.8%

問 （令和3年度に集落支援員を任用していた市町村を対象に、）どのような課題が生じていたか（複数回答可）＜市町村向けアンケート＞

- ・集落支援員のなり手が不足していた……………30.9%

問 （令和3年度に任用された集落支援員を対象に、）難しい課題に直面した要因は何か（複数回答可）＜集落支援員向けアンケート＞

- ・活動範囲が広すぎる……………23.3%
- ・業務を行うにあたって必要なノウハウ等を得る機会が乏しい…22.8%

◆ **地域運営組織関係**（総務省「令和5年度地域運営組織の形成及び持続的な運営に関する調査研究事業報告書（令和6年3月）」より）

問 継続して活動していく上での課題

- | | |
|---------------------------|--------------------------|
| ・活動の担い手となる人材の不足……………78.4% | ・リーダーとなる人材の不足……………55.5% |
| ・団体の役員・スタッフの高齢化……………59.7% | ・事務局運営を担う人材の不足……………47.5% |

【集落支援員と地域運営組織の設置状況（令和5年度）】

◆ 集落支援員 専任2,214人（4県375市町村）

◆ 地域運営組織 7,710団体（874市区町村）

今後の研究の方向性①

◆集落支援員の役割・活動の明確化等

- ・ 市町村職員などに集落支援員への理解を深めてもらうには、集落支援員が担う機能がどのようなものであるかについて改めて整理するとともに、わかりやすく伝える工夫も必要ではないか。
- ・ 現行の推進要綱においては、集落支援員を「地域の実情に詳しい身近な人材を活用することが望ましい。」としているが、集落点検や話合いの促進を行う上では、地域住民と良好な関係を築くことができる人材であることが重要ではないか。

今後の研究の方向性②

◆担い手の掘り起こし

- ・ **担い手不足の理由として、知識・ノウハウ不足により適切な人材がないという側面**があるのではないか。総務省では、昨年度（令和 5 年度）に初めて集落支援員向けの研修を実施したが、そもそも制度を詳しくは知らなかったという意見もあった。**継続的な担い手の確保に向けて、より身近な都道府県単位・市町村単位で研修を行っていく必要**があるのではないか。
- ・ **集落支援員は、個々の人材に着目した制度であるため、自治体から委嘱された特定の者が集落支援員として活動することを想定している。一方、法人などの団体に委託し、その法人・団体に属する特定の者が集落支援員として活動することも可能**であり、実際にそのような事例もあるところ。担い手の確保策について、**法人・団体に属する人材の積極的な活用**として、**複数の者がチームを組んで活動することについて検討してはどうか**。特に、広く日本全国におかれ、日頃から地域住民とつながりのある**郵便局（※）をはじめ、地域づくりを行う中間支援団体の人材活用**は考えられるのではないかな。

※地域にある郵便局は、2～3名体制の場合が多い（聞き取りによる）

今後の研究の方向性③

◆集落支援員を支える体制の構築

- ・ 集落支援員がノウハウや悩みを共有し、互いに刺激し合えるよう、集落支援員をはじめとして、地域おこし協力隊など地域で活躍する人材同士が都道府県や市町村の内外でつながるための仕組み（ネットワーク）も必要ではないか。

◆地域運営組織の担い手対策

- ・ 地域運営組織においても、担い手の不足、役員・スタッフ等の高齢化が課題になっており、解決策の1つとして、集落支援員の活用も選択肢であるが、必ずしも活用されていないため、広域的な観点から都道府県の積極的な関与が必要ではないか。

◆集落支援員の取組の振り返り

- ・ 時間の経過とともに、集落支援員に求められる活動に変化が生じうることから、地方公共団体は、一定の期間で集落支援員のそれまでの取組を振り返り、必要な見直しを行う機会をあらかじめ設定しておくことが必要ではないか。

◆集落カルテの活用

- ・ 集落支援員が、内部又は外部の関係者で集落の現状を共有するため、「集落カルテ」などを作成している事例がある。チェックシートの活用にとどまらず、集落カルテのようなよりわかりやすい手法も検討してはどうか。